

要求水準書 正誤表

ページ	対象箇所	訂正前	訂正後
1	1.1 要求水準書の位置づけ	設計業務委託契約書（案）	業務委託契約書（案）
1	1.2⑧ 用語の定義	「地元企業」とは、工事を行う岸和田市に本社・本店を置く企業をいう。	「地元企業」とは、工事を行う岸和田市内に建設業法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有する企業をいう。
3	2.1 2) 業務箇所	岸和田市立まなび中央公園の北側部	岸和田市立まなび中央公園付近
3	2.1 5) 業務方式	業務は、提案書に基づいた設計・施工を一括して発注するDB（Design Build）方式で実施する。 なお、対象施設の工事に関しては、国土交通省の交付金を受けることを予定しており、事業者は、交付金申請等に伴う資料作成等を行う。設計及び工事に必要な資金については岸和田市が調達する。	本業務は、技術提案書に基づいた設計・施工を一括して発注するDB（Design Build）方式で実施する。なお、本業務に関しては、国土交通省の交付金を受けることを予定しており、事業者は、交付金申請等に伴う資料作成等を行う。設計及び工事に必要な資金については岸和田市が調達する。
4	2.2 1) 対象施設	本業務の基本設計段階の対象施設の概要は、表2－1に示すとおりである。	本業務の基本設計段階の対象施設の概要は、表2－1に示すとおりとする。計画布設ルート図を別紙に示す。
4	2.2 1) 対象施設	口径は必要最低限の口径を示しており、必要に応じて増径を考慮してもかまわない。	口径は必要最低限の口径を示しており、必要に応じて変更してもかまわない。
5	2.3 業務範囲	事業者が行う業務範囲は、対象施設の調査、設計及び工事であり、その概要は表2－2に示すとおりである。また、対象路線の詳細は貸出する資料を参照すること。	事業者が行う業務範囲は、対象施設の調査、設計及び工事であり、その概要は表2－2のとおりである。また、対象施設の詳細は貸出する資料を参照すること。
5	2.3 業務範囲	埋設物調査	地下埋設物調査
5	2.3 業務範囲	記載なし	上記に当てはまらないが施工に必要な調査。
5	2.3 業務範囲	表2－1に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。工事に必要となる試掘調査、井戸調査及び家屋調査を含む。	表2－1に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
6	3.1 4) 各許可申請及び届出等	大阪府県岸和田土木事務所管理課	大阪府岸和田土木事務所管理課
6	3.1 4) 各許可申請及び届出等	西日本旅客鉄道	西日本旅客鉄道㈱
8	3.2 1)イ) (8)参考資料の貸出	岸和田市は、本業務に必要な関係資料等を所定の手続きにより、貸出する。	岸和田市は、本業務に必要な関係資料等を所定の手続きにより貸出する。
8	3.2 1)エ) 各種計算	その法	その方針
9	3.2 1)オ) (3)設計図面	詳細平面図は、主要な地下埋設物錯綜箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道、府道等横断箇所等、特に詳細図を必要とする箇所について作成するほか、岸和田市が指示する場合に作成すること。	詳細平面図は、主要な地下埋設物錯綜箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道、府道等横断箇所等、特に詳細図を必要とする箇所について作成するほか、岸和田市が指示する場合にも作成すること。
9	3.2 1)オ)設計図面	(8)、(9)	(7)、(8)
9	3.2 1)ク)報告書	集成	作成
11	3.2 1)シ)(11)設計図面の提出	なお、様式及び書式については、事前に岸和田市の承諾を得るものとする。電子納品については、手続書類及び設計図書を、「大阪府電子納品要領（案）」に基づき作成したものとする。	なお、様式及び書式については、事前に岸和田市の承諾を得るものとする。電子納品については、手続書類及び設計図書を、「大阪府電子納品要領（案）」に基づき作成したものとする。
12	3.2 2)イ)(4)工事施工の範囲	工事の施工に伴う工事用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用等に伴い費用が発生する場合については事業者の負担とする。なお、発進基地を予定する岸和田市総合体育館の駐車場には、岸和田市都市公園条例別表第3に規定する費用が発生する場合がある。なお、その費用は事業者の負担とする。	工事の施工に伴う工事用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用等に伴い費用が発生する場合については事業者の負担とする。なお、発進基地を岸和田市総合体育館の駐車場とする場合には、岸和田市都市公園条例別表第3に規定する費用が発生する場合がある。なお、その費用は事業者の負担とする。
13	3.2 2)イ)(9)工事施工の範囲	事業者は、岸和田市が発注した、その他の工事との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力すること。	削除
13	3.2 2)イ)工事施工の範囲	(10)、(11)	(9)、(10)
15	3.2 2)ケ)(1)施工中の安全確保及び環境保全について	「建設工事に係る資源化等に関する法律」	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
15	3.2 2)ケ)(3)施工中の安全確保及び環境保全について	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に指定された	「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に指定された
17	3.3 契約不適合	設計業務委託契約書（案）	業務委託契約書（案）

18	3.3 2)ウ)(3)工事の契約不適合	成果物	工事目的物
20	4.2 1)ウ)一般事項	管口径については表 2 - 1 の口径を基本とするが、事業者の提案により管口径を増径できるものとする。ただし、管口径を増径する場合は根拠資料を作成し、岸和田市と協議のうえ、同意を得ること。	管口径については表 2 - 1 の口径を基本とするが、事業者の提案により管口径を変更できるものとする。ただし、管口径を変更する場合は根拠資料を作成し、岸和田市と協議のうえ、同意を得ること。
20	4.2 1)カ)一般事項	極力、調査が発生しない箇所を選定し、	削除
22	4.3 2)イ)埋設管	400mm	450mm
23	4.3 3)ア) 非開削工	非開削工法区間に関して小口径シールド工法を想定しているが代替の工法がある場合は参加者提案によるものとする。	非開削工法区間に関して基本設計において小口径シールド工法を想定しているが代替の工法がある場合は参加者提案によるものとする。
23	4.3 3)ウ) 非開削工	非開削工法を採用する場合、1 次覆工は仮設構造物として扱うが、軌道や国道横断に おいて求められる性能は満足すること。	非開削工法を採用する場合、1 次覆工は仮設構造物として扱うが、軌道や国道横断において求められる性能は満足すること。
24	4.3 3)サ) 非開削工	周辺環境へ対策として、発進立坑部には防音ハウスを設置すること。	周辺環境への対策として、発進立坑部には防音ハウスを設置すること。
25	5.1 モニタリングの目的	設計・施工	設計及び施工
25	5.2 モニタリング計画書の提出及び確認	要求水準書	要求水準書等
25	5.2 モニタリング計画書の提出及び確認	工事関係提出書類一覧	岸和田市水道工事関係提出書類
25	5.3 モニタリング報告書の提出及び確認	要求水準書	要求水準書等
25	5.3 モニタリングの結果	要求水準書	要求水準書等